

伯耆町障がい者プラン

障がい者計画（第4期）

（平成27年4月1日～令和6年3月31日）

障がい福祉計画（第6期）

（令和3年4月1日～令和6年3月31日）

障がい児福祉計画（第2期）

（令和3年4月1日～令和6年3月31日）

令和3年3月

伯 耆 町

目次

第1章 プランの基本的な考え方	
1. プラン策定の趣旨	1
2. プランの位置付け	2
3. プランの期間	5
4. プランの見直しの時期等	5
5. プランの推進体制	5
6. プランの基本理念	6
7. プランの基本目標	7
8. 施策の体系	8
第2章 障がい者、障がい児の現状等	
1. 障がい者数	9
2. 障害福祉サービス利用、手当の受給状況	11
3. 第5期計画目標値の取組結果及び進捗状況	14
第3章 伯耆町障がい者計画	
1. 啓発・広報	16
2. 生活支援	16
3. 生活環境	17
4. 教育・育成、芸術・文化、スポーツ	18
5. 雇用・就業・経済的自立	19
6. 保健・医療	20
7. 情報・コミュニケーション	20
8. 安心・安全	21
9. 差別の解消及び権利擁護の推進	21
10. 行政サービス等における合理的配慮	21
第4章 伯耆町障がい福祉計画・伯耆町障がい児福祉計画	
1. 「令和5年度目標値」の設定	23
2. 障害福祉サービスの利用実績と見込量	27
3. 障がい児支援（障害児通所給付費）の利用実績と見込量	32
4. 障がい児に対する子ども・子育て支援等の利用実績と見込量	34
5. 地域生活支援事業の利用実績と見込量	36

第1章 プランの基本的な考え方

1. プラン策定の趣旨

障がいのあるなしにかかわらず、誰もが住みよいく感じることのできる社会の実現に向けて、これまでにさまざまな障がい者福祉に関する取り組みが国内外で行われてきました。

- 平成12年 「社会福祉法」の成立と「身体障害者福祉法」、「知的障害者福祉法」、「児童福祉法」などの改正による社会福祉基礎構造改革の実施
- 平成15年 「支援費制度」の開始（措置制度から契約制度へ）
- 平成16年 「障害者基本法」の改正
- 平成17年 「発達障害者支援法」の施行
- 平成18年 「障害者自立支援法」の施行
「障害者権利条約」の国連採択（翌年わが国も同条約に署名し、同条約批准準備のため諸制度の集中的な改革が加速）
- 平成19年 「**伯耆町障害者福祉計画 第1期**」（計画期間：平成20～23年度）の策定
- 平成21年 障害者自立支援法を廃止と新法を平成25年8月までに施行することを決定する政権合意
「障がい者制度改革推進本部」が内閣に設置（翌年から障がい者制度改革に向けた検討を実施）
「**伯耆町障害福祉計画 第2期**」（計画期間：平成21～23年度）の策定
- 平成22年 「改正障害者自立支援法」の公布（新法実施までの対応）
- 平成23年 「障害者虐待防止法」の公布
「障害者基本法」の一部改正
「**伯耆町障害者福祉計画 第3期**」（計画期間：平成24～26年度）の策定
- 平成25年 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（通称：障害者総合支援法）」の施行「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（通称：障害者優先調達推進法）」の施行
「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（通称：障害者差別解消法）」の成立
「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（通称：障害者雇用促進法の改正）」の成立
- 平成26年 「障害者の権利に関する条約」の批准
「**伯耆町障がい者プラン（第4期）**」（計画期間：平成27～35年度）の策定
- 平成28年 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（通称：障害者差別解消法）」の施行
「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）」の施行
「発達障害者支援法」の一部改正
- 平成29年 「鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例（あいサポート条例）」施行

- ・平成30年 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律）」の施行
「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行
「**伯耆町障がい福祉計画(第5期)**」(計画期間平成30～32年度)の策定
「**伯耆町障がい児福祉計画(第1期)**」(計画期間平成30～32年度)の策定
- ・令和元年 「視覚障害者等の読書環境の推進に関する法律」の施行
- ・令和3年 「**伯耆町障がい福祉計画(第6期)**」(計画期間令和3～5年度)の策定
「**伯耆町障がい児福祉計画(第2期)**」(計画期間令和3～5年度)の策定

このような目まぐるしく変わっていく動向を的確に把握した障がい保健福祉施策の方向に対応した、本町独自の指針が必要です。

本町の障がい福祉の現状に目を向けると、高齢化の進展や障がいの重度・重複化が進み、障がいをめぐる問題は複雑・多岐にわたり、障がい保健福祉施策は、多くの課題を抱えています。

そのため、これまでの計画の進捗状況及び目標数値を検証し、伯耆町の障がい児・障がい者を取り巻く課題の解決に向けて、障害者総合支援法に基づく「伯耆町障がい福祉計画」及び児童福祉法に基づく「伯耆町障がい児福祉計画」の見直しを行い、障がい福祉関連施策を今後も計画的に推進していかなければなりません。

2. プランの性格・位置付け

このプランは、障害者基本法第11条第3項に定める「市町村障害者計画」と障害者総合支援法第88条に定める「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に定める「市町村障害児福祉計画」であり、障がい者、障がい児の自立及び社会参加の支援等のための施策、障害福祉サービス等の提供体制の確保等に係る基本的な考え方や方向性、更には達成すべき目標などを明らかにし、障がい者、障がい児施策の総合的かつ計画的な推進を図るものとします。

このプランは、9年間（障がい福祉計画、障がい児福祉計画に該当する部分は3年間）に渡る伯耆町の障がい者、障がい児施策の羅針盤となるものです。

国・県が策定した関連計画と、伯耆町総合計画をはじめ、伯耆町が策定した各種計画との整合・連携を図ります。

○ 障害者基本法（抜粋）

（障害者基本計画等）

第十一条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

○ 障害者総合支援法（抜粋）

（市町村障害福祉計画）

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数、その障害の状況その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第三十三条の二第一項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。

7 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第一百七条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

8 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

9 市町村は、第八十九条の三第一項に規定する協議会（以下この項及び第八十九条第七項において「協議会」という。）を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

10 障害者基本法第三十六条第四項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かななければならない。

11 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第二項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。

12 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

○ 児童福祉法（抜粋）

（市町村障害児福祉計画）

第三十三条の二十 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項

二 おける指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

二 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

4 市町村障害児福祉計画は、当該市町村の区域における障害児の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、当該市町村の区域における障害児の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害児福祉計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

7 市町村障害児福祉計画は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第七十条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて障害児の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

8 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

9 市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の三第一項に規定する協議会を設置したときは、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、当該協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

10 障害者基本法第三十六条第四項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かななければならない。

11 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第二項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。

12 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

3. プランの期間

プランの期間は、平成27年度から令和5年度までの9年間とします。

その理由は、障がい者計画は基本的な計画であり、長期的な視点が必要であること、また、計画期間が3年間の障がい福祉計画、障がい児福祉計画をプランの中に盛り込み、策定することから、3の倍数である9年間に設定するものです。

障がい福祉計画、障がい児福祉計画に該当する部分は主に第4章の項目になります。この部分については、3年に一度見直すこととなります。

なお、このプランについては、毎年度、進捗状況を把握するほか、3年ごとの障がい福祉計画、障がい児福祉計画の見直しに併せ、プラン全体の見直しの必要性についても検討します。

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
障がい者計画部分 (障害者基本法)	→			第4期障がい者計画 →								
障がい福祉計画部分 (総合支援法)	第3期障がい福祉計画 →			第4期障がい福祉計画 →			第5期障がい福祉計画 →			第6期障がい福祉計画 →		
障がい児福祉計画部分 (児童福祉法)							第1期障がい児福祉計画 →			第2期障がい児福祉計画 →		

4. プランの見直しの時期等

このプランは、令和6年度からの第5期計画を定めるため、令和5年度に見直しを行います。

なお、第4章以降についての見直しは、障害者総合支援法第88条第9項、児童福祉法第33条の20第9項に基づき、あらかじめ「伯耆町地域福祉計画等推進委員会」や「鳥取県西部障がい者自立支援協議会」の意見を聞き、行うこととします。

5. プランの推進体制

プランに掲げた施策の着実な推進を図るためには、町の障がい保健福祉施策に関わるすべての方の協力が必要です。

(1) 町民

障がいのあるなしに関わらず、地域社会の中でともに生きる社会づくりが求められています。このため、町民一人ひとりがお互いに、支え、支えられる存在であるとの認識の下、障がいに対する理解を深めお互いを尊重するとともに、それぞれの立場で、地域活動やボランティア活動に積極的に参加し、お互いに支え合う地域づくりが必要です。

(2) 障がいのある人・家族等

障がいのある人は、自ら社会の一員として積極的に社会経済活動に参画し、地域の人たちとの交流を深め、自立した生活を目指すことが期待されています。また、共生社会の実現を目指して、障がい等の状況に応じ地域活動への主体的な参加も期待されています。

共生社会を築くため、まずは地域における障がいに対する理解を深めることが必要ですが、そのためには、障がいのある人や家族等が地域において積極的に情報を発信することが大切です。

当事者や関係者の言葉は何よりも説得力を持つものです。

(3) 障がい者関係団体

障がい者関係団体は、障がいのある人の自立と社会参加を促進するため、障がいのある人やその家族等のニーズに応じた支援活動、障がいや障がいのある人に対する正しい理解を深めるための啓発活動など、個人や一事業所ではできない活動を自主的かつ積極的に実施することが必要です。

(4) 障害福祉サービス事業者

障害福祉サービス事業者は、サービスに関する情報の提供、障がいのある人の意向を尊重した障がいのある人の立場に立った公正で適切なサービスの提供に努めるとともに、サービスの質の向上に努めることが求められます。

また、地域の関係機関と連携を密にし、障がいのある人や家族の相談・援助、施設機能の地域への提供などを通じ、地域のニーズに応じた多面的なサービスの展開、開発を図っていくことが期待されます。

(5) 企業

企業は、働く意欲のある障がいのある人の積極的な雇用を進めることにより、障がいのある人の地域での自立を支援するという役割が期待されます。

また、企業は地域社会の一員として、地域におけるボランティア活動など積極的な社会貢献活動を進める中で、障がいのある人の地域生活を支援することが期待されます。

さらに、施設や車両、住宅等のサービス提供において、障がいのある人の安全かつ快適な利用に配慮することが求められます。

(6) 町

町は地方分権が進展するなか、障がいのある人への福祉の提供については、住民に最も身近な自治体として、住民ニーズを的確に把握し、日常的に必要なとされる福祉・保健・医療サービスをきめ細かく、主体的に展開していきます。

- ・ 障害福祉サービスの提供主体として、障がいのある人の生活実態を把握し、就労支援や教育等、各関係機関との連携を図り、必要なサービスを計画的に実施します。
- ・ 障がい福祉に関する情報提供や相談・支援等を行うとともに、コミュニケーション支援や虐待防止、権利擁護等に関する必要な援助を実施します。
- ・ 地域生活支援事業を地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態で、効率的、効果的に実施します。

6. プランの基本理念

このプランでは、障がいのある人を、必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体にとらえ、障がいのある人が自らの能力を最大限に発揮し自己実現ができるよう支援するとともに、障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を除去するため、町が取り組むべき障がい保健福祉施策の基本的な方向を定めます。

障がいのあるなしに関わらず、誰もがお互いに人格と個性を尊重し支え合い、障がいのある人もない人も安心して暮らせる『共に歩む福祉のまちづくり』を目指します。

7. プランの基本目標

(1) 安心して暮らす

障がいのある人が、地域で生活する上で必要な福祉サービスや社会資源、身近なところで相談できるような体制を確保し、そのための人材確保や質の向上を図ります。また、障がいのある方の高齢化が進んでおり、親亡き後を見据え成年後見などの充実を促進します。

施設等のバリアフリー化や防災対策を推進し、障がいのある方が安心して暮らせるまちづくりを行います。

(2) 学び、働き、社会参加を推進

障がいのある児童・生徒が、一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加できるよう特別支援教育の推進を図ります。

障がいのある方が、自分の適性・能力を十分に発揮し働くことができる環境を整備します。また、福祉的就労の底上げを支援して障がいのある方の収入増を図るとともに、一般就労が可能な方の移行を進めます。

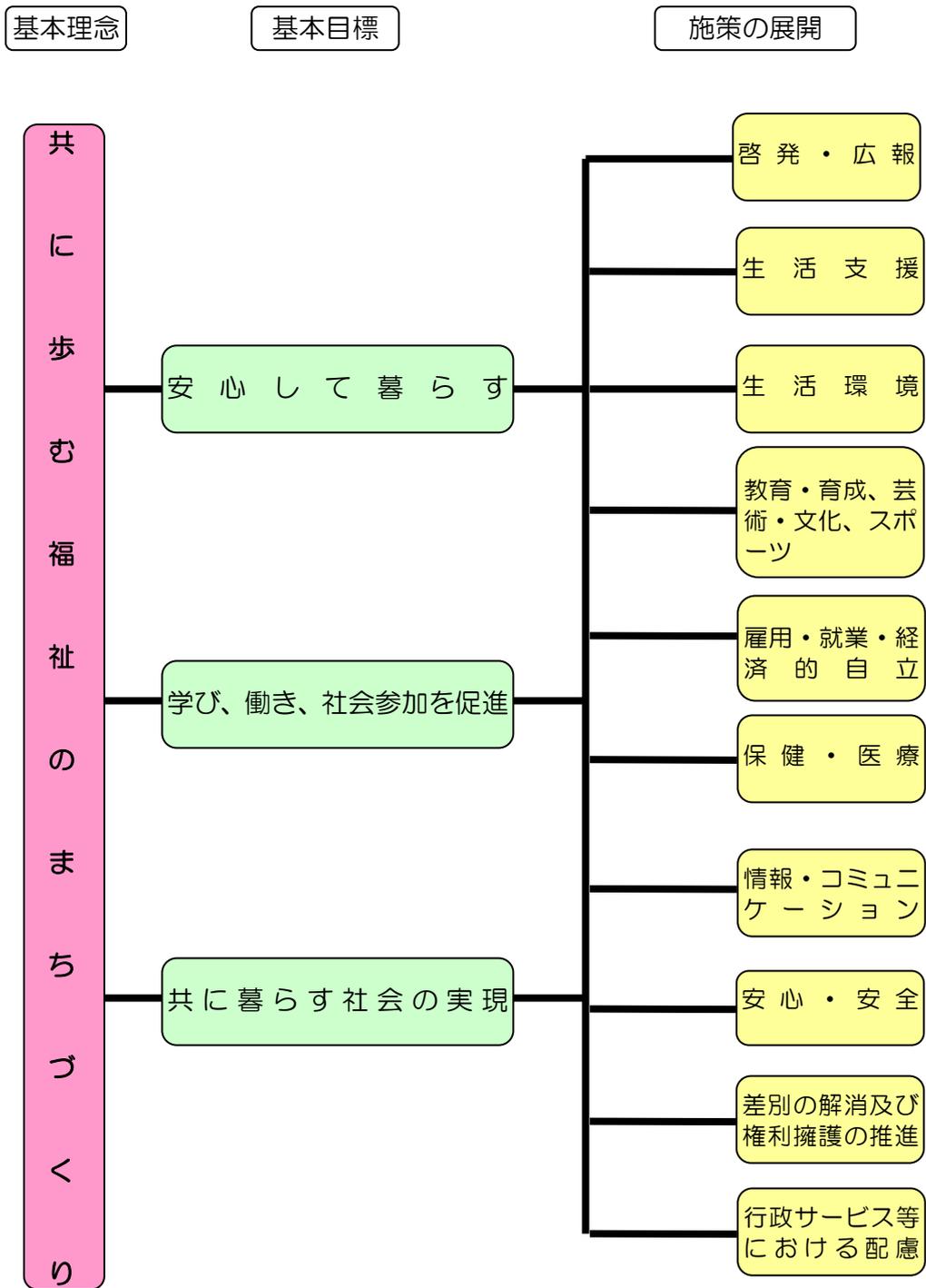
障がいのあるなしにかかわらず、誰もが芸術・文化スポーツ活動に参加し、共に楽しめる環境を整備します。

(3) 共に暮らす社会の実現

障がいを理由とする差別の解消、虐待防止・権利擁護の推進に取り組み、また、障がいについての理解を深めるよう啓発を行います。

行政においても障がいのある人に対する対応を再点検し、障がいのある人の特性に配慮した行政のあり方を追求していきます。

8. 施策の体系



第2章 障がい者、障がい児の現状等

1. 障がい者数

(1) 身体障がい

「身体障害者手帳所持者数」

① 年齢別・総合等級別

(単位：人)

年齢 \ 総合等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	
18歳未満	(4)	(2)	(0)	(2)	(0)	(0)	(8)	(1.1%)
	8	1	0	3	0	0	12	1.5%
18～65歳未満	(44)	(17)	(10)	(21)	(9)	(11)	(112)	(15.6%)
	42	15	11	20	6	6	100	12.8%
65歳以上	(197)	(80)	(104)	(142)	(31)	(44)	(598)	(83.3%)
	206	88	124	155	41	54	668	85.6%
計	(245)	(99)	(114)	(165)	(40)	(55)	(718)	(100%)
	256	104	135	178	47	60	780	100%
	(34.1%)	(13.8%)	(15.9%)	(23.0%)	(5.6%)	(7.7%)	(100%)	
	32.8%	13.3%	17.3%	22.8%	6.0%	7.7%	100%	

() 内は H29.4.1 現在 太字 R2.4.1 現在

平成29年と比較して、手帳所持者数は62人の増となっています。主に65歳以上の方の所持者が増加しており、高齢者の割合が高くなっています。等級別では3級の所持者割合が2%程度増加しています。

② 障害種別・個別等級別

(単位：人)

障害種類 \ 個別等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	
視覚障害	(13)	(26)	(2)	(2)	(7)	(5)	(55)	(6.0%)
	11	24	4	7	11	19	76	7.6%
聴覚・平衡機能障害	(1)	(12)	(5)	(11)	(0)	(38)	(67)	(7.3%)
	0	10	4	14	1	28	57	5.7%
音声・言語・そしゃく機能障害	(0)	(0)	(17)	(5)	(0)	(0)	(22)	(2.4%)
	0	1	16	4			21	2.1%
肢体不自由	(79)	(105)	(118)	(214)	(52)	(25)	(593)	(64.5%)
	74	106	175	199	57	22	633	63.1%
内部障害	(122)	(0)	(26)	(35)	(0)	(0)	(183)	(19.9%)
	140	0	30	46			216	21.5%
計	(215)	(143)	(168)	(267)	(59)	(68)	(920)	(100%)
	225	141	229	270	69	69	1003	100%
	(23.4%)	(15.5%)	(18.3%)	(29.0%)	(6.4%)	(7.4%)	(100%)	
	22.4%	14.1%	22.8%	26.9%	6.9%	6.9%	100%	

(注) 重複障害の場合はそれぞれにカウント

() 内は H29.4.1 現在 太字 R2.4.1 現在

平成29年と比較して、障害種類別の状況は視覚障害のある方及び内部障害のある方がそれぞれ2%程度増加し、音声言語そしゃく機能障害のある方、肢体不自由障害のある方がそれぞれ1%程度、程度減少しています。等級別の割合は3級・5級の方が増加しています。

(2) 知的障がい

「療育手帳所持者数」

(単位：人)

年齢	障害程度		計	
	A (重度)	B (中・軽)		
18歳未満	(0) 0	(14) 11	(14) 11	(15.4%) 10.0%
18～65歳未満	(21) 2	(35) 74	(56) 76	(61.5%) 69.1%
65歳以上	(8) 0	(13) 23	(21) 23	(23.1%) 20.9%
計	(29) 2	(62) 108	(91) 110	(100%) 100%
	(31.9%) 1.8%	(68.1%) 98.2%	(100%) 100%	

()内はH29.4.1現在 **太字 R2.4.1現在**

平成29年と比較して、手帳所持者数は約20人増加しています。18歳以上の所持者が増加しています。障害程度ではB(中・軽度)の割合が増加しています。

(3) 精神障がい

「精神障害者保健福祉手帳所持者数及び自立支援医療(精神通院)受給者数」

(単位：人)

年齢	等級	精神障害者保健福祉手帳				自立支援医療(精神通院)		
		1級	2級	3級	計			
18歳未満		(0) 0	(0) 0	(4) 5	(4) 5	(4.6%) 5.2%	(3) 2	(1.6%) 1.1%
18～65歳未満		(8) 4	(53) 54	(2) 8	(63) 66	(72.4%) 68.8%	(152) 143	(80.4%) 75.7%
65歳以上		(7) 8	(11) 16	(2) 1	(20) 25	(23.0%) 26.0%	(34) 44	(18.0%) 23.3%
計		(15) 12	(64) 70	(8) 14	(87) 96	(100%) 100%	(189) 189	(100%) 100%
		(17.2%) 12.5%	(73.6%) 72.9%	(9.2%) 14.6%	(100%) 100%		(100%) 100%	

()内はH29.4.1現在 **太字 R2.4.1現在**

平成29年と比較して、手帳所持者数は2級、3級が増加しており、65歳以上の所持

者が増えています。自立支援医療（精神通院）受給者は横ばいとなっていますが、65歳以上の構成比が増加しています。

2. 障害福祉サービス利用、手当の受給状況

(1) 障害福祉サービス、障がい児通所支援等利用状況

(単位：人)

区分	サービス種類	H29. 4. 1現在	R2. 4. 1現在
介護給付	居宅介護	22	22
	重度訪問介護	0	0
	同行援護	2	0
	行動援護	1	1
	重度障害者等包括支援	0	0
	短期入所（ショートステイ）	9	12
	療養介護	0	0
	生活介護	19	20
	施設入所支援	15	13
	小計	68	68
訓練等給付	自立訓練（機能訓練）	0	0
	自立訓練（生活訓練）※宿泊型自立訓練含む	4	3
	就労移行支援	1	1
	就労継続支援A型	7	12
	就労継続支援B型	66	60
	就労定着支援事業	-	0
	自立生活援助	-	0
	共同生活援助（グループホーム）	11	17
小計	89	93	
計画相談支援	計画相談支援	97	104
	地域移行支援	0	0
	地域定着支援	0	0
	小計	97	104
障害児通所支援	児童発達支援	1	2
	医療型児童発達支援	2	1
	居宅訪問型児童発達支援	-	0
	放課後等デイサービス	11	21
	保育所等訪問支援	0	0
	小計	14	24
障害児相談支援	障害児相談支援	14	24
合計		282	313

(注) 重複利用の場合はそれぞれにカウント

平成29年と比較して、介護給付決定者は横ばいとなっており、訓練等給付は微増しています。また、障害児通所支援決定者は、約2倍の増加となっており、計画相談支援、障

害児相談支援決定者においてもそれぞれ10人程度増加しています。計画作成率は計画相談支援、障害児相談支援ともに100パーセントを達成しています。

(2) 特別障害者手当等受給者数 (単位：人)

区分	H29.4.1現在	R2.4.1現在
特別障害者手当	13	8
障害児福祉手当	6	5
経過的福祉手当	1	1
計	20	14

平成29年と比較して、特別障害者手当及び障がい児福祉手当の受給者は減少しています。

(3) 補装具・障害者日常生活用具給付等状況

(単位：件)

区分	種 目	H28年度件数		R元年度件数	
		身体障がい者等	障がい児	身体障がい者等	障がい児
補装具	補聴器	6	1	6	0
	車いす	1	1	0	0
	電動車いす	1	0	1	0
	座位保持装置	0	0	0	1
	義手	1	0	0	0
	義足	1	0	2	0
	遮光眼鏡	1	0	1	0
	短下肢装具	0	0	1	0
	修理（補聴器・車いす等）	3	3	11	5
	小 計	14	5	22	6
日常生活用具	紙オムツ	12	10	12	16
	視覚障害者用拡大読書器	1	0	0	0
	電動式人工喉頭	2	0	1	0
	特殊寝台	1	0	0	0
	電気式たん吸引器	3	0	0	0
	ネブライザー	3	0	1	1
	吸入器	0	0	1	1
	パルスオキシメーター	1	0	0	0
	ストマ用装具	76	0	155	0
	聴覚障害者用通信装置	0	0	1	0
	聴覚障害者用屋内信号装置	0	0	2	0
	体位変換器	0	0		1
小 計	99	10	173	19	
合 計		113	15	195	25

平成28年度と比較して、補装具、障害者日常生活用具給付ともに給付が増加しています。特に排泄用具（ストマ用装具、紙オムツ）の給付が増加しています。

障がい児に対する給付も、障がい者と同様に増加しています。

3. 第5期計画目標値の取組結果及び進捗状況

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

項目	第5期計画目標値	令和元年度末時点
施設入所者削減見込数	0人	2人
地域生活移行者数	0人	2人

令和元年度末時点の施設入所者数は、平成28年度末時点の15人から13人と2人減少しています。これは、入所者の一部がグループホームに転居されたことによるものです。

施設入所者の高齢化等により、地域生活への移行には困難なこともあります。今後は対象者への訪問等を通じて、働きかけや地域の受入体制の整備等の取り組みを行ってまいります。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉、介護、住まい、就労、地域の助け合いについて、検討を行いました。

(3) 地域生活拠点の整備

地域で利用可能な資源の洗い出し、不足している資源の把握などを行い、体制整備に努めました。引き続き、設置に向けた協議を行ってまいります。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

① 就労支援事業所を通じた一般就労への移行

項目	第5期計画目標値	令和元年度末時点
一般就労移行者数	3人	2人

福祉施設からの一般就労移行者数は、目標値を下回っています。

一般就労移行が困難なケースもありますが、引き続き、一般就労へ向けた取り組みを行ってまいります。

② 就労移行支援業の利用者

項目	第5期計画目標値	令和元年度末時点
就労移行支援事業利用者数	3人	2人

就労移行支援事業利用者については、目標値を下回っています。

利用者の意向、現状等を十分に把握し、利用促進を図ります。

③ 就労定着支援による職場定着率

支援開始1年後の職場定着率8割以上を目標値としていましたが、サービス利用者がなく、目標を下回りました。

(5) 障がいのある児童の支援の提供体制の整備

① 児童発達支援センターの設置

令和2年度末現在、圏域に1事業所あります。

② 保育所等訪問支援体制整備

令和2年度末現在、圏域に1事業所あります。

③ 医療ニーズの高い重症心身障がいのある児童への支援

児童発達支援事業所については、令和2年度末現在、設置できていませんが、放課後等デイサービス事業所については、圏域に1事業所あります。

④ 医療的ケア児への適切な支援体制の整備

「協議の場」は、圏域で設置することができるため、鳥取県西部圏域における協議の場として、鳥取県西部障害者自立支援協議会に「医療的ケアを要する障がい児者支援部会」を、令和元年度に設置しました。

⑤ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

コーディネーターの配置はできませんでしたが、利用者のニーズに対応できるよう、引き続き、保健師等が支援を行っていきます。

3章 伯耆町障がい者計画

1. 啓発・広報

障がいのある人が社会の中で自立した生活を営むためには、社会を構成するすべての人々が障がいや障がいのある人に対する正しい理解と認識を深め、お互いを尊重しあうことが必要です。

そのためには、障がいのある人と障がいそのものに対する理解を深めることが重要であり、各種啓発・広報活動や福祉教育、ボランティア活動などあらゆる場において、理解の促進、啓発を図り、ユニバーサル社会の実現に努めます。

【施策の方向】

○啓発・広報活動等の推進

①広報活動の推進

障がいへの理解を深め、ユニバーサル社会の実現のため、社会福祉協議会、障がい者団体、ボランティア団体との連携を強化し、広報や町のホームページ、防災無線、パンフレット等の多様な広報媒体を活用して、広報・啓発活動を推進します。

②啓発事業の推進

障がい者週間等の各種行事を中心に、幅広く一般町民や障がい者団体が参加するイベントの活性化を図り、啓発活動を推進します。また、障がい者団体による障がいや障がいに関する啓発活動に対し、積極的に支援を行います。

○福祉教育・ボランティア活動の推進

障がい者や高齢者への正しい認識を育むとともに、お互いの立場や気持ちを思いやり、相互に支えあう心を養うために、保育所、小・中学校などにおける福祉教育の充実を図り、さらに小・中学校の児童・生徒に対し社会福祉への理解と関心を深めるため、社会福祉協議会等と連携し、ボランティア活動へ積極的に参加する機会づくりを推進します。

また、多様化・高度化する障がい者のニーズに適切に対応できるよう、保健・教育などの関連する分野のネットワークづくりを推進するとともに、障がい者団体の育成やボランティア団体等に対する支援を積極的に行い、理解と参加を促進する運動の展開を図ります。

2. 生活支援

障害者自立支援法施行後、サービス提供主体は市町村に一元化され、障がいの種別にかかわらず、共通のサービスを、共通の制度により提供されることになりました。

このため、障害福祉サービスの体系をもとに、本町の状況に応じたサービスの種類・量を確保し、すべての障がいのある人に対して、豊かな地域生活の実現に向けた取り組みと適切なサービス提供の推進及び生活・活動の場の整備、社会復帰のための支援、地域での生活を保障するための権利擁護事業の充実を図ります。

【施策の方向】

○相談支援体制の充実

障がいのある人やその家族などが必要に応じて適切な相談をいつでも受けられるよう、町や民生委員、相談支援委託事業者等との連携を密にして、町民や障がいのある人に対する各種相談体制の充実と周知を図ります。また、ケアマネジメントの推進と地域自立支援協議会を中心

とした相談支援体制の充実を図ります。

①相談体制の充実

障がいのある人が、個々の心身の状況やサービス利用の意向、生活環境等を踏まえた適切なサービス等利用計画の作成が行われるために、指定特定相談支援事業所が増えるよう働きかけ、また、相談支援専門員の資質の向上にも取り組みます。

②地域生活支援・地域移行の推進

障がいのある人の在宅福祉サービスを充実して、生活力を高めるための支援、情報の提供などの充実、1の地域生活支援の取組の推進や施設入所者・社会的入院患者の地域移行の推進の取組についての相談体制を整備し充実を図ります。

③障害者団体との協働による相談活動

障がいのある人やその家族等の多様なニーズに対応するため、町は障がい者団体と協力して相談体制を整備し、自立及び社会参加の促進を図ります。

④各種障がいへの対応

重度重複障がい、強度行動障がい、高次脳機能障がい、発達障がい、難病患者等について必要な支援策を実施し、相談支援体制の強化を目指します。

○障害福祉サービス等の周知・充実

総合支援法及び児童福祉法に基づいて実施される障害福祉サービスを、適切かつ効率的に提供できるよう、各サービス見込量の確保、制度の周知、利用促進に努めます。

また、町独自で実施する地域生活支援事業を、ニーズや地域の実情に応じ積極的に展開し、障害福祉サービス等の対象から外れる障がい児・者に対する生活支援を推進します。

○生活安定のための施策

障害基礎年金、特別児童扶養手当等の各種給付制度の充実にむけ、国、県へ要請するとともに、制度の広報、周知を積極的に行います。

また、自動車税などの減免制度、タクシー運賃、バス・JR・有料道路の割引制度、各種優遇制度について、広報、周知を積極的に行います。

○福祉機器の普及

身体機能を補完または代替するため、補装具費の支給または貸与を行います。また、重度の障がい児・者や寝たきり高齢者、難病の方々の日常生活の便宜を図るため、日常生活用具の給付または貸与を促進します。

○人材の育成・確保

障がいのある人の重度化・高齢化が進む中、多岐にわたるニーズに適切に対応できるよう、福祉・保健・医療など各分野で障がいのある人の生活の支援に関わる人材の育成・確保を図ります。

3. 生活環境

障がいのある人にとって住みよいまちとは、すべての町民にとって安全で快適に生活できるまちです。そのためには、すべての人々の理解と協力によるハード、ソフト両面にわたり社会のバリアフリー化によって実現されるものです。障がいのある人が住み慣れた地域の中で安心して生活でき、社会参加できるよう、障がいのある人に配慮した道路や施設などの住環境の整備や公共交

通機関等移動手段の確保等を図ります。

また、施設・設備の整備にあたっては、誰もが快適で生活しやすいユニバーサルデザインという観念で進めます。

【施策の方向】

○バリアフリーのまちづくりの推進

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」に基づき、町民のための公共施設等のバリアフリー化を積極的に推進するとともに、道路のバリアフリーを推進します。

○住環境の整備

障がいのある人が住み慣れた住居で、快適に継続して生活が送れるように、障害者日常生活用具給付事業等の周知と利用促進を図るとともに、利用者ニーズにあった住宅相談体制の整備を図ります。

また、各機関と連携して障がいのある人の地域定住支援としての受け皿の数を増加させていきます。

○移動手段の確保

障がいのある人が自由に外出できるよう、公共交通機関のバリアフリー化の推進や公共交通機関の利用が困難な人へのヘルパー派遣、車両による移送サービスの充実に加え、身体障害者自動車改造費助成事業などの各種助成制度の周知を図ります。

4. 教育・育成、芸術・文化、スポーツ

障がいのある人が社会の中で、主体性を発揮して最大限に可能性を伸ばし、生きがいのある生活が送れるよう、個々の障がいの程度に応じた適切な教育・育成や芸術文化、スポーツ活動の支援を図ります。

また、発達障がいなど教育・療育に特別なニーズのある児童・生徒についても適切な支援を行う個別支援計画や一貫した相談支援体制の充実を図ります。

【施策の方向】

○早期療育と保育の実施

健康診査等を一層充実し、障がいの早期発見に努めるとともに、保育士と保健師や医師等との連携を図りながら、児童発達支援センターへの通所サービスや保育所等訪問支援サービスの活用及び充実、障害児相談支援など乳幼児期からの早期療育体制を整備して、障がいの軽減と最大限の発達を支援するように努めます。

また、障がいのある幼児と障がいのない幼児がふれあう機会の拡充に努め、人と接することの楽しさを通じて、豊かな人格形成を図ります。

○特別支援教育の充実と推進

障がいのある児童・生徒については、一人ひとりの不利な条件を改善し、障がいの状態に応じた環境を整え、障がいに基づく種々の困難を克服して、強く生きようとする意欲を高め、可能な限り社会自立できるように指導を行う。また関係機関との連携を図ります。

障がいのある児童への理解が図られるよう福祉教育の一環として、特別支援学校と小・中学校の交流学習や共同学習を推進します。

○卒業後の支援

学校卒業後の障がいのある人に対する適切な教育の場や就労の場の保障についての社会への移行支援体制づくりの推進を特別支援学校、教育委員会、障害者就業・生活支援センターやハローワーク等労働関係機関と連携しながら図ります。また、家族への支援や有効な社会資源の活用に対する理解を深めるための相談支援体制の充実を図ります。

○生涯学習の充実

各種の講座、学習グループ、サークル活動等の充実を図るとともに、障がいのある方のための生涯学習の機会を充実します。

また、障がいのある人の生涯学習に向け、社会教育施設の設備を活用できるよう整備に努めます。

○文化・芸術、スポーツ活動と地域交流の推進

障がいのある人が多くの人々と交流し、生き生きとした心豊かな生活が送れるよう障がいのある人の文化・芸術、スポーツ活動への支援や様々な交流機会の確保を図ることによる地域交流の活性化に努めます。

体育館等スポーツ施設設備の拡充に努め、障がいのある人の利用に配慮した環境整備をすすめます。また、読書を通じた文字・活字文化活動への参加を促進するため、視覚障がい者等の読書環境整備を計画的に推進します。

5. 雇用・就業・経済的自立

障がいのある人の雇用・就業は、地域で自立した生活を行うための基礎となり、本人の希望を尊重しながら障がいの種類や程度に応じた支援体制や設備を整えて、適性と能力を十分に活かせる職場を確保していくことが必要となります。

そのために、障がい者雇用の拡大に向けた啓発活動の強化に努めるとともに、総合支援法に基づく就労移行支援、就労継続支援のサービスを含め、障がいのある人の就労支援を推進します。

また、一般企業での就労が困難な重度の障がいのある人については、福祉的な雇用対策を図ります。

【施策の方向】

○職業相談・支援体制の充実

ハローワークを中心に総合的に関係機関と連携し、職業相談が円滑にすすむよう支援体制を充実します。

また、企業に対して障がい者雇用の促進を積極的に啓発します。

○雇用の機会・働く場の確保

雇用機会の拡大を図るため、多様な職種の雇用事例の作成とその事例集の広報に努め、雇用の促進を図ります。

就労を希望する障がいのある人は、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を受ける「就労移行支援」、「就労継続支援」サービスを積極的に活用できるように各施策を推進し、また、障害者優先調達法に基づき福祉施設から優先的に物品等を調達し、工賃の向上にも努めます。

6. 保健・医療

障がいの原因となる疾病等の適切な予防に向けて、積極的な健康づくりと生活習慣の改善を行っていくことが大切であり、障がいのある人にとっては健康を保持し、増進するための保健・医療の充実が重要な施策となります。このため、保健と医療の連携を深め、障がいの早期発見・早期治療を推進します。また、障がいの軽減や機能回復のための医療・リハビリ訓練など障がいの程度に応じた保健・医療サービスの提供を図ります。さらに、こころの病についても医療的ケアの充実を図り、「うつ」や自殺の防止を推進します。

【施策の方向】

○障がいの原因となる疾病等の予防と早期発見

①母子健康施策の推進

妊産婦の健康教育、保健指導および健康診査、新生児や乳幼児に対する健康診査・指導等を適切に実施します。健康診査等で発見された障がいの疑いのある児童に対して、精密検査の勧奨や療育サービスの紹介等を適切に行います。

また、学校、職場、地域での健康診査等の適切な実施、疾患の相談・カウンセリング等の機会の充実を図ります。

②生活習慣病予防の推進

生活習慣病等の早期発見、早期治療のため、健康診査の充実と受診率の向上を図るとともに、食生活の改善など自覚を高める健康教育、健康指導の充実の推進に努めます。

③相談指導体制の充実

福祉保健局、児童相談所、児童発達支援センター、社会福祉協議会、医療機関等との連携を強化し、障がいのある児童の早期発見、早期療育に努めます。

○医療・リハビリテーション体制の充実

①リハビリテーション体制の充実

様々な原因により生じる障がいに対し、早期の段階から適切な医療とリハビリテーションが受けられるように、医療機関、保健師、地域包括支援センター等との連携による相談支援体制を充実します。また、機能訓練事業等の充実を図ります。

②医療費助成等の周知

自立支援医療、特別医療等の各種制度を周知し、利用を促進します。

③精神保健施策の推進

精神保健に関する理解と認識を高め、ユニバーサル社会の促進のため、関係機関等の協力を得て、町民の正しい理解と協力が得られるよう啓発の推進を図ります。

また、医療相談が十分にできるように医療機関との協力体制の確立に努めます。

7. 情報・コミュニケーション

障がいの種類や程度によっては、自ら情報を得ることが困難な場合があります。障がいの特性に配慮した情報提供やコミュニケーション支援体制を充実させ、情報・コミュニケーションのバリアフリー化を推進します。

【施策の方向】

○多様な情報媒体の活用推進

広報誌・防災行政無線・CATV・ホームページ等の様々な情報提供手段の活用を推進します。また、情報媒体がそれぞれの障がいの特性に配慮したものとなるよう努めます。

○コミュニケーション支援体制の整備

コミュニケーション支援を必要とする聴覚障がい者への手話通訳者、要約筆記者等の派遣体制の整備を図り、また、これらの支援を行う人材育成のための研修を実施します。

8. 安心・安全

障がいのある人が地域で安全に安心して生活ができるよう、災害時の避難体制構築等の防災対策の推進に努めます。

【施策の方向】

○防災・防犯体制の整備

障がいのある人が安全・安心に暮らせる社会の実現のために、災害時要援護者の確実な把握、同要援護者リストを用いた災害についての情報伝達、避難誘導體制（避難支援プラン）の整備に努めるとともに集落や民生委員等とも連携をしながら、地域における自主防災体制の充実を図ります。また、避難場所における障がいのある人に配慮した設備の充実や必要な医療を受けることができるよう医療機関等の関係機関との連携に努めます。

また、家庭における火災等の感知や障がいのある人からの緊急事態の連絡を確保するため、障害者日常生活用具給付制度を活用し、火災報知器、緊急通報装置の整備を図り、近隣住民、消防署等への連絡手段の確保に努めます。

9. 差別の解消及び権利擁護の推進

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互の人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者差別解消法を基に、障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組みます。また、障害者虐待防止法に基づく障害者虐待の防止等、障がいのある人の権利擁護の取り組みを行います。

【施策の方向】

○差別の解消及び権利擁護の推進

国において策定される基本指針等に基づき、障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組みます。

また、障害者虐待防止等、障がいのある人の権利擁護に対する取り組みのため、障がい者虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応、事後支援が行える体制を確保します。また、成年後見制度について、住民への周知や市町村長申立制度、権利擁護センターの活用等、市町村による利用者支援の仕組みづくりを進めるとともに、法人後見や市民後見人の養成等の体制整備を行います。

また、障がいのある人の自己決定を援助する地域福祉権利擁護事業の活用を推進していきます。

10. 行政サービス等における合理的配慮

障がいのある人が適切な配慮を受けることができるよう、行政職員の障がいのある人への理解

の促進に努めます。

【施策の方向】

○行政サービス等における配慮

あいサポート研修等を通じ、障がい特性を理解し、窓口等において、障がいのある人へ配慮した、行政サービスの提供を行います。

第4章 伯耆町障がい福祉計画・伯耆町障がい児福祉計画

1. 「令和5年度目標値」の設定

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援等の課題に対応するため、令和5年度を目標年度として以下の数値目標を設定して取り組みを行います。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の指針と実績に基づき、削減見込みを令和元年度末時点入所者数の1.6%、地域生活移行者数を6%で見込みます。また、相談支援体制の充実や一般就労に向けた支援や就労継続支援などの日中活動の場の確保、さらには住まいの確保など総合的な支援体制の整備を念頭に目標を目指して取り組みます。

項目		目標値	備考
基準とする入所者数	A	13人	令和元年度末時点の施設入所者数
目標年度入所者数	B	12人	令和5年度末時点の施設入所者数
【目標値】 削減見込	A-B	1人	差引減少見込数
【目標値】 地域生活移行者数		1人	Aの内、目標年度までに地域生活へ移行する(した)人の目標数

(2) 発達障がい者等に対する支援

発達障がいは、障がいの程度や現れ方が様々であるため、それぞれのライフステージに応じ、一貫性・継続性を持った支援を行うことを念頭に、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制の確保を目指します。

(3) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

長期入院中の精神障がいのある人の地域生活への移行を進めるにあたり、精神障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉、介護、住まい、就労、地域の助け合いなどが包括的に確保された「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の推進を図ります。

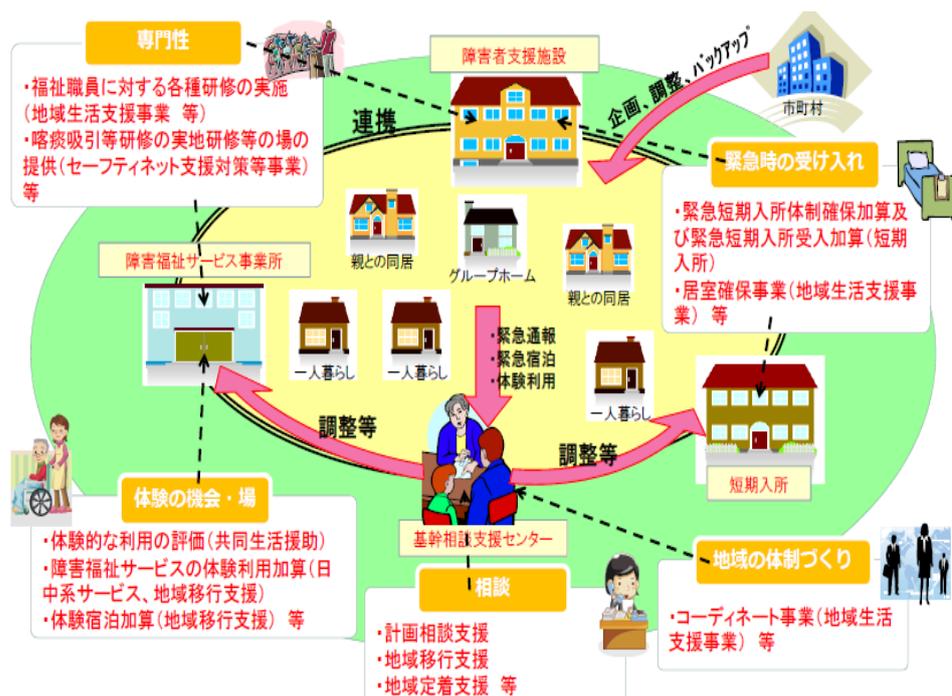
項目	単位	目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回/年	1	1	1
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人/年	5	5	5
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回/年	1	1	1

(4) 地域生活支援拠点機能の充実

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を整え、地域生活支援拠点機能の整備を図ります。

項目	目標値	備考
地域生活拠点等の整備	町内に1か所	令和5年度末までに、各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活拠点等を整備
地域生活拠点等の充実に に向けた検証・検討	年1回	地域生活拠点等の機能充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討すること

地域生活拠点イメージ図



(5) 福祉施設から一般就労への移行

① 就労支援事業所等を通じた一般就労への移行

項目	目標値	備考
令和5年度中の就労移行支援事業から一般就労への移行者数	1人	令和元年度時点の移行者数0人の1.30倍
令和5年度中の就労継続支援A型事業所から一般就労への移行者数	1人	令和元年度時点の移行者数1人の1.26倍
令和5年度中の就労継続支援B型事業所から一般就労への移行者数	1人	令和元年度時点の移行者数0人の1.23倍

② 就労定着支援事業の利用者数

項目	目標値	備考
令和5年度中の一般就労への移行者のうち就労定着支援の利用者数	2人	令和5年度中における移行者のうち7割

今後とも、障がいのある人の雇用を促進するため、就労支援関係機関との連携を一層強化して就労支援の体制づくりに取り組みます。

(6) 障がいのある児童の支援の提供体制の整備

① 児童発達支援センターの設置

圏域内で設置されている事業所の利用について、利用体制の充実を目指します。

② 保育所等訪問支援体制整備

圏域内で設置されている事業所の利用について、利用体制の充実を目指します。

③ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保

ア 児童発達支援事業所

令和5年度末までに、少なくとも1か所、圏域内での設置を目指します。

イ 放課後等デイサービス

圏域内で設置されている事業所の利用について、利用体制の充実を目指します。

- ④ 医療的ケア児への適切な支援体制の整備
協議の場を令和元年度に圏域で設置しました。

- ⑤ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置
医療的ケア児が必要とする、多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進するコーディネーターを配置します。

項目	単位	目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人/年	0	0	1

(7) 相談支援体制の充実・強化等

令和5年度末までに、下記に掲げる総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制整備を図ります。

項目	目標値	備考
相談支援事業者の人材育成の支援件数	1件/年	相談支援促進研修事業等を活用し、人材育成を支援する
相談機関との連携強化の取組実施回数	12回/年	自立支援協議会主催の相談支援連絡会等により、連携を図る

(8) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

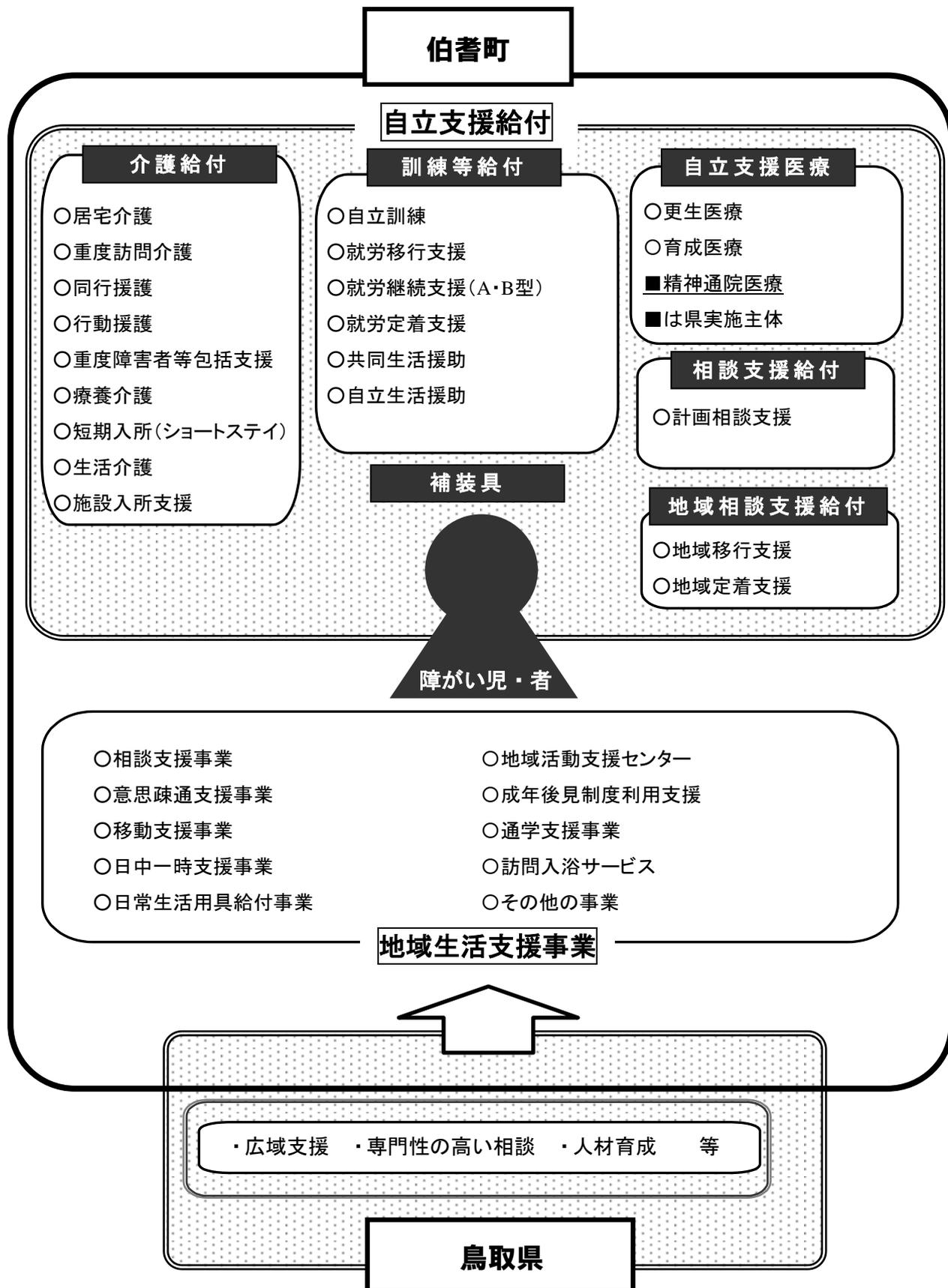
令和5年度末までに、下記に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制整備を図ります。

項目	目標値	備考
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への町職員の参加人数	1人/年	担当職員が参加
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を事業所と共有する回数	1回/月	毎月実施する報酬審査に関して、サービス事業所へ内容の確認、情報共有を行う

2. 障害福祉サービスの利用実績と見込量

(1) 障害福祉のサービス体系

障害者総合支援法に基づくサービス体系は下記のとおり構成となっています。



(2) 障害福祉サービスの種類と内容

種類	サービス名	サービス内容
介護給付	居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人が、外出する時において必要な移動の援護等を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
介護給付	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
訓練等給付	自立訓練(機能訓練・生活訓練) ※宿泊型自立訓練含む	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	就労を希望する人に、一定期間、生産活動及びその他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上に必要な訓練を行います。
	就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、就労や生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援	一般就労へ移行した人が生活リズム、家計や体調管理などの課題解決に向けて、企業や関係機関との必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。
介護給付	施設入所支援	施設に入所している人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

次項へ続く

種類	サービス名	サービス内容
訓練等給付	共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助等を行います。
	自立生活援助	障害者支援施設やグループホームから一人暮らしへの移行を希望する人に、生活上での様々な問題について、定期的な訪問や相談対応により、必要な情報の提供や助言等の援助を行います。
相談支援給付	計画相談支援	障害福祉サービス等の利用開始や継続に際して、障がいのある方の心身の状況や置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定が行われた後にその支給決定の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行います。 また、サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行います。
地域計画相談支援給付	地域移行支援	施設入所している方や精神病院に入院している方が、地域で生活するために必要な支援を行います。
	地域定着支援	居宅において地域での生活を続けるため、常時連絡体制を確保し障がいの原因で生じた緊急事態などで必要な支援を行います。

(3) 障害福祉サービスの利用実績

令和2年度までの各年度の利用実績は次のとおりです。

第5期計画と利用実績【1か月あたりの利用量】

サービス名	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度(暫定)		
		実績	計画	進捗	実績	計画	進捗	実績	計画	進捗
居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・重度障害者等包括支援	時間/月	137	320	42.8%	177	550	32.2%	111	780	14.2%
		(19人)	(19人)	100.0%	(16人)	(28人)	57.1%	(13人)	(37人)	35.1%
短期入所(福祉型)	人日/月	30	2	1500.0%	14	4	350.0%	12	6	200.0%
		(4人)	(1人)	400.0%	(2人)	(2人)	100.0%	(2人)	(3人)	66.7%
短期入所(医療型)	人日/月	44	40	110.0%	29	54	53.7%	37	67	55.2%
		(2人)	(3人)	66.7%	(2人)	(4人)	50.0%	(2人)	(5人)	40.0%
療養介護	人/月	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	1	0.0%
生活介護	人日/月	346	350	98.9%	333	385	86.5%	360	420	85.7%
		(19人)	(20人)	95.0%	(19人)	(22人)	86.4%	(20人)	(24人)	83.3%
施設入所支援	人/月	13	15	87%	13	15	86.7%	13	15	86.7%
自立訓練(機能訓練)	人日/月	1	23	0.0%	0	46	0.0%	0	69	0.0%
		(1人)	(1人)	0.0%	(0人)	(2人)	0.0%	(0人)	(3人)	0.0%
自立訓練(生活訓練) ※宿泊型自立訓練含む	人日/月	37	40	92.5%	25	60	41.7%	71	80	88.8%
		(2人)	(2人)	100.0%	(2人)	(3人)	66.7%	(4人)	(4人)	100.0%
就労移行支援	人日/月	12	15	80.0%	7	30	23.3%	22	45	48.9%
		(1人)	(1人)	100.0%	(1人)	(2人)	50.0%	(1人)	(3人)	33.3%
就労継続支援(A型)	人日/月	121	110	110.0%	202	128	157.8%	218	147	148.3%
		(6人)	(6人)	100.0%	(10人)	(7人)	142.9%	(11人)	(8人)	137.5%
就労継続支援(B型)	人日/月	960	1120	85.7%	960	1200	80.0%	964	1,280	75.3%
		(60人)	(70人)	85.7%	(57人)	(75人)	76.0%	(55人)	(80人)	68.8%
就労定着支援	人/月	(0人)	(0人)	0.0%	(0人)	(0人)	0.0%	(0人)	(1人)	0.0%
自立生活援助	人/月	(0人)	(1人)	0.0%	(0人)	(1人)	0.0%	(0人)	(2人)	0.0%
共同生活援助	人/月	13	11	118.2%	15	12	125%	16	13	123.1%
計画相談支援	人/月	20	17	117.6%	22	18	122.2%	27	19	142.1%
地域移行支援	人/月	0	1	0.0%	0	1	0.0%	0	2	0.0%
地域定着支援	人/月	0	1	0.0%	0	1	0.0%	0	2	0.0%

※()内は実人員

時間/月=1か月あたりの利用時間数 人日/月=1か月あたりの利用日数 人/月=1か月あたりの利用人数

(4) 第6期障がい福祉計画における障害福祉サービスの見込量

令和5年度までの各年度の障害福祉サービスと相談支援の種類ごとの必要な量の見込みは、

次のとおりです。

なお、見込量の設定にあたっては、第5期計画の見込量と実績値の状況を踏まえています。

【見込量】

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・重度障害者等包括支援	時間/月	190 (24人)	230 (26人)	270 (28人)
短期入所（福祉型）	人日/月	40 (5人)	60 (7人)	80 (9人)
短期入所（医療型）	人日/月	56 (4人)	70 (5人)	84 (6人)
療養介護	人/月	0	0	1
生活介護	人日/月	390 (22人)	430 (24人)	470 (26人)
施設入所支援	人/月	12	12	12
自立訓練（機能訓練）	人日/月	60 (3人)	80 (4人)	100 (5人)
自立訓練（生活訓練） ※宿泊型自立訓練含む	人日/月	60 (3人)	80 (4人)	100 (5人)
就労移行支援	人日/月	30 (2人)	45 (3人)	60 (4人)
就労継続支援（A型）	人日/月	260 (13人)	320 (16人)	380 (19人)
就労継続支援（B型）	人日/月	1,040 (65人)	1,120 (70人)	1,200 (75人)
就労定着支援	人/月	1	1	1
自立生活援助	人/月	2	3	4
共同生活援助	人/月	18	20	22
計画相談支援	人/月	30	35	40
地域移行支援	人/月	1	1	2
地域定着支援	人/月	1	1	2

※（ ）内は実人員

時間/月=1か月あたりの利用時間数 人日/月=1か月あたりの利用日数 人/月=1か月あたりの利用人数

(5) 見込量の確保のための方策

①事業者への情報提供等

障害福祉サービスや相談支援の事業を行う者を確保するため、これらの事業を行う意向を有する事業者の把握に努めるとともに、広く情報提供を行う等により、多様な事業者の参入を促進します。

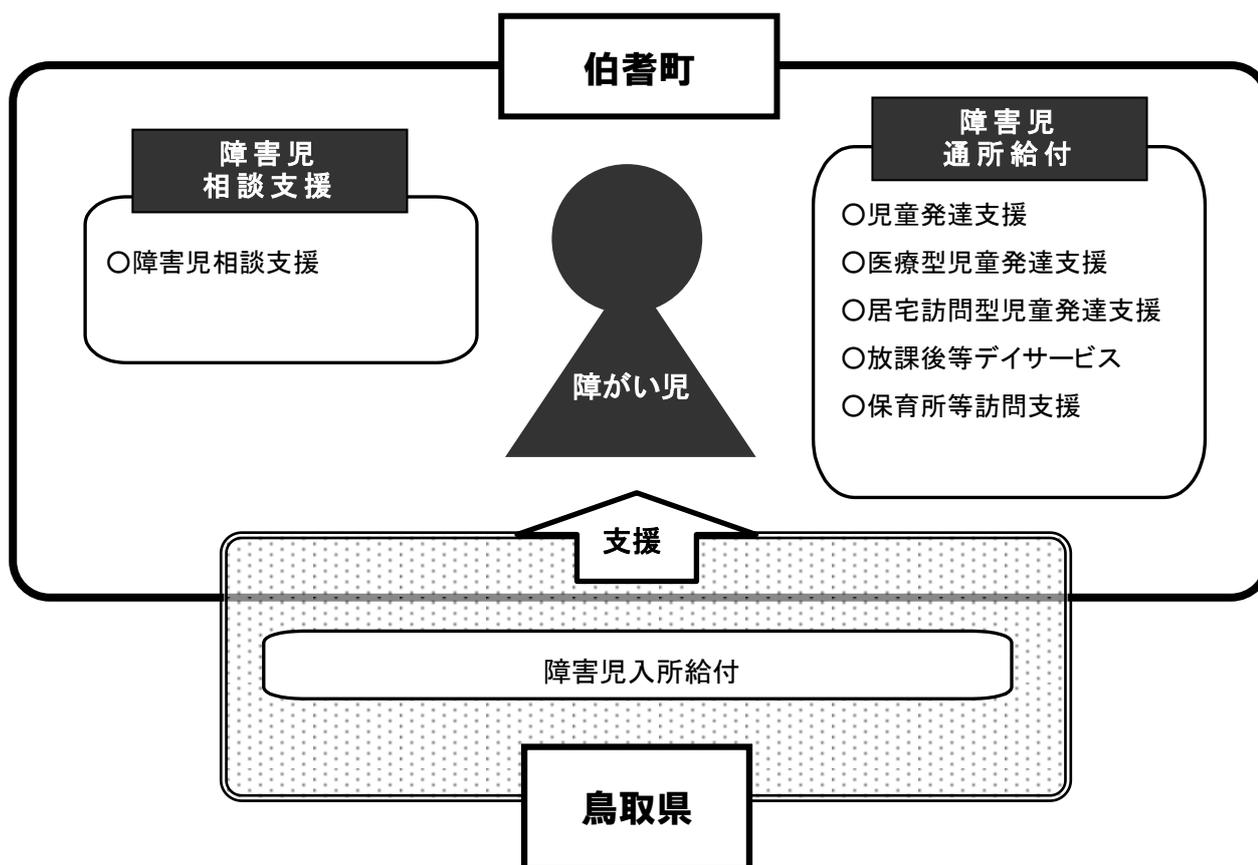
②圏域における障害福祉サービスの基盤整備の促進

第5期計画において利用実績のないサービスもありますが、今後の利用ニーズを見極めた提供体制の確保を図っていくため、県や近隣市町村との連携を図り、必要なサービス確保について広域的な検討等を行います。

3. 障がい児支援（障害児通所給付費）の利用実績と見込量

（1）障害児通所支援のサービス体系

児童福祉法に基づくサービス体系は下記のとおり構成となっています。



(2) 障害児通所給付費サービスの種類と内容

サービス名	サービス内容
児童発達支援	日常における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	児童発達支援及び治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	障害児通所支援を受けるために外出が著しく困難な重症心身障がい児などの重度の障がいのある児童に対して、児童の居宅を訪問し、日常における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
放課後等デイサービス	生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。
障害児相談支援	障がい児の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映したサービス利用計画の作成等を行います。 またそのサービス利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス利用計画の変更等を行います。

(3) 障害児通所給付費の利用実績

第1期計画と利用実績【1か月あたりの利用量】

サービス名	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度(暫定)		
		実績	計画	進捗	実績	計画	進捗	実績	計画	進捗
児童発達支援	人日/月	3	6	50.0%	7	9	77.8%	10	12	83.3%
		(1人)	(2人)	50.0%	(2人)	(3人)	66.7%	(2人)	(4人)	50.0%
医療型児童発達支援	人日/月	1	4	25.0%	2	6	33.3%	3	8	37.5%
		(1人)	(2人)	50.0%	(1人)	(3人)	33.3%	(1人)	(4人)	25.0%
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	2	0.0%	0	4	0.0%	0	6	0.0%
		(0人)	(1人)	0.0%	(0人)	(2人)	0.0%	(0人)	(3人)	0.0%
放課後等デイサービス	人日/月	202	150	134.7%	219	180	121.7%	270	210	128.6%
		(16人)	(10人)	160.0%	(19人)	(12人)	158.3%	(20人)	(14人)	142.9%
保育所等訪問支援	人日/月	0	2	0.0%	0	4	0.0%	0	6	0.0%
		(0人)	(1人)	0.0%	(0人)	(2人)	0.0%	(0人)	(3人)	0.0%
障害児相談支援	人/月	4	4	100.0%	4	5	80.0%	5	6	83.3%

人日/月=1 か月あたりの利用日数

人/月=1 か月あたりの利用人数

※ () 内は実人員

(4) 第2期障がい児福祉計画における障害児通所給付費の見込量

令和5年度までの各年度の障害児通所給付費サービスと障害児相談支援の種類ごとの必要な見込みは、次のとおりです。

なお、見込量の設定にあたっては、第1期計画の見込量と実績値の状況を踏まえています。

【見込量】

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人日/月	12 (3人)	14 (4人)	16 (5人)
医療型児童発達支援	人日/月	5 (2人)	7 (3人)	9 (3人)
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	2 (1人)	4 (2人)	6 (2人)
放課後等デイサービス	人日/月	330 (22人)	360 (24人)	390 (26人)
保育所等訪問支援	人日/月	2 (1人)	4 (2人)	6 (3人)
障害児相談支援	人/月	7	9	11

人日/月=1 か月あたりの利用日数 人/月=1 か月あたりの利用人数 ※ () 内は実人員

(5) 見込量確保のための方策

全ての障害児通所支援の利用者に対して、適切なサービス等利用計画の作成を円滑に行うために、関連機関と連携を図るとともに、専門的な相談体制の確保を働きかけます。

今後、学校や保育所、保健師、医療機関等と連携し、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行います。

4. 障がい児に対する子ども・子育て支援等の利用実績と見込量

(1) 子ども・子育て支援等のサービスの種類と内容

サービス名	サービス内容
第1号認定	幼稚園、認定こども園において、満3歳以上から小学校就学前までの教育のみを受ける児童が利用します。
第2号認定	保育所、認定こども園において、保護者の就労等により、満3歳以上から小学校就学前までの保育が必要な児童が利用します。
第3号認定	保育所、認定こども園等において、保護者の就労等により、満3歳未満の保育が必要な児童が利用します。
放課後健全育成事業	放課後児童クラブにおいて、保護者の就労等により、放課後の保育が必要な児童が利用します。

(2) 子ども・子育て支援等の利用実績

第1期計画と利用実績

サービス名	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度(暫定)		
		実績	計画	進捗	実績	計画	進捗	実績	計画	進捗
第1号認定	人/年	0	0	-	0	0	-	0	0	-
第2号認定	人/年	1	2	50.0%	2	4	50.0%	2	4	50.0%
第3号認定	人/年	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
放課後児童健全育成事業	人/年	2	1	200.0%	2	1	200.0%	2	1	200.0%

(3) 第2期障がい児福祉計画における子ども・子育て支援等のサービスの見込量

令和5年度までの各年度の子ども・子育て支援等のサービスの種類ごとの必要な量の見込みは、次のとおりです。

なお、見込量の設定にあたっては、第1期計画の見込量と実績値の状況を踏まえています。

【見込量】

サービス名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第1号認定	0人	0人	0人
第2号認定	2人	2人	2人
第3号認定	1人	1人	1人
放課後児童健全育成事業	2人	1人	1人

人=年間利用人数

(4) 見込量確保のための方策

子ども・子育て支援等における障がいのある児童の受入体制の充実が図れるよう、子育て支援分野と連携して取り組みます。

支援や見守りが必要な児童が、希望する保育所、放課後児童健全育成事業等を利用できるよう、受入れの体制整備を図ります。

5. 地域生活支援事業の利用実績と見込量

(1) 生活支援事業の種類と内容

障害者総合支援法では、地方自治体が主体的に柔軟に提供する事業として地域生活支援事業が創設されました。この結果、既存事業の多くが地域生活支援事業に再編、整理され、地域の実情に応じて必要な事業が実施されています。

サービス名	サービス内容	
相談支援事業（地域生活支援事業）	障がいのある人や障がいのある子どもの保護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とし実施します。	
意思疎通支援事業	聴覚、言語・音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等に、手話通訳や要約筆記などの方法により、障がいのある人とその他の人の意思疎通を仲介する手話通訳者や要約筆記者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。	
日常生活用具給付等事業	重度の身体障がい、知的障がい、精神障がいのある人に対して、日常生活用具を給付・貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。	
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人について、ヘルパーを派遣し社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出時における移動を支援します。	
地域活動支援センター事業	通所により、創作活動、機能訓練、社会適応訓練等のサービスの提供等を行い、障がいのある人の自立と社会参加を支援します。	
訪問入浴サービス事業	自宅浴槽で入浴が困難な重度の身体障がいがある人に対し、移動入浴車で入浴・清拭の支援を行います。	
その他の事業	日中一時支援事業	障がいのある人の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とします。
	社会参加促進事業	ノーマライゼーションの理念の実現に向けて、障がいのある人が、社会の構成員として、地域の中で共に生活が送れるよう、またコミュニケーション、文化活動等自己表現、自己実現、社会参加を通じて生活の質的向上が図れるよう、必要な援助を行うことにより、誰もが明るく暮らせる社会づくりをすることを目的としています。一例として身体障害者自動車改造助成事業があります。
	高齢聴覚障がい者日中活動支援事業	地域において生活している高齢の聴覚障がい者等が、地域との関わりを通じて生きがいづくり、仲間づくりが行えるよう日中活動の場を設け、高齢聴覚障がい者の社会参加を支援します。

(2) 地域生活支援事業の利用実績

令和2年度までの地域生活支援事業の利用実績は次のとおりです。

第5期計画と利用実績

事業名	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年(暫定)		
		実績	計画値	進捗率	実績	計画値	進捗率	実績	計画値	進捗率
相談支援事業(地域生活支援事業)	件/月	28	50	56.0%	40	55	72.7%	29	60	48.3%
意思疎通支援事業	件/月	1	2	50.0%	0	2	0%	1	3	33.3%
日常生活用具給付等事業(年間)	件/年	176	100	176.0%	192	105	182.9%	162	110	147.3%
移動支援事業	時間/月	44	66	66.7%	41	84	48.8%	40	91	44.0%
		(14人)	(16人)	87.5%	(11人)	(17人)	64.7%	(12人)	(18人)	66.7%
地域活動支援センター事業	か所	3	3	0%	3	3	100.0%	3	3	100.0%
訪問入浴サービス事業	人	1	1	0%	1	2	50.0%	1	2	50.0%
日中一時支援事業	人日/月	18	20	90.0%	18	25	72.0%	11	30	36.7%
		(11人)	(10人)	110.0%	(7人)	(8人)	87.5%	(4人)	(12人)	33.3%
社会参加促進事業(身体障害者自動車改造助成事業)	件	1	1	100%	0	1	0%	1	1	100%
高齢聴覚障がい者日中活動支援事業(令和元年度から実施)	人日/月	-	-	-	2	-	-	2	-	-
		-	-	-	(1人)	-	-	(1人)	-	-

※()内は実人員

件/月=1 か月あたりの利用件数 件=年間利用件数 時間/月=1 か月あたりの利用時間

か所=年間利用か所数 人=年間利用人数 人日/月=1 か月あたりの利用日数 件=年間利用件数

(3) 第6期障がい福祉計画における地域生活支援事業の見込量

令和5年度までの各年度の障害福祉サービスと相談支援の種類ごとの必要な量の見込みは、次のとおりです。

なお、見込量の設定にあたっては、第5期計画の見込量と実績値の状況を踏まえています。

【見込量】

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援事業 (地域生活支援事業)	件/月	80	85	90
意思疎通支援事業	件/月	2	2	2
日常生活用具給付等事業(年間)	件	180	185	190
移動支援事業	時間/月	95 (18人)	105 (19人)	115 (20人)
地域活動支援センター事業	か所	3	3	3
訪問入浴サービス事業	人	2	2	2
日中一時支援事業	人日/月	25 (10人)	30 (11人)	35 (12人)
社会参加促進事業身体(障害者 自動車改造助成事業)	件	1	1	1
高齢聴覚障がい者日中活動支援 事業	人日/月	2 (1人)	4 (2人)	4 (2人)

※()内は実人員

件/月=1 か月あたりの利用件数 件=年間利用件数 時間/月=1 か月あたりの利用時間
か所=年間利用か所数 人=年間利用人数 人日/月=1 か月あたりの利用日数 件=年間利用件数

(4) 見込量確保のための方策

①柔軟な事業実施

障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、利用者ニーズの把握に努めるとともに、地域の特色に合った柔軟な事業実施を目指します。また実施している事業の周知に努めます。

現在未実施の事業についても実施検討を行うため、ニーズや見込量の把握に努めます。

②広域的な事業実施

意思疎通支援事業や相談支援事業など、専門性の高いサービスの提供を効果的・効率的に実施するため、他市町村や県と連携し広域的なサービス基盤の整備を推進します。また、自立支援協議会の取組み等を通じて制度の運用等に関して地域間で大きな格差が生じないように配慮していきます。

③財源の確保

地域生活支援事業に関しての国から補助金は、人口規模などによって配分される仕組みになっており、事業量に応じた十分な補助金が確保できない可能性があります。国への要望を行うなど事業実施に必要な財源の確保に努めます。